

「ホームレスの自立支援等に関する東京都実施計画(第4次)」における課題と取組

課題		課題に対する取組	【新】:計画に新たに記載	【既】:既に計画に記載済
基本方針	① 高齢化や路上(野宿)生活期間の長期化が顕著なホームレスに対する支援が必要	【新】 <支援付地域生活移行事業> 路上生活が長期化・高齢化したホームレスに対し、地域生活へ移行するための新たな取り組みを都区共同事業で実施。モデル事業の効果検証を実施、反映した上で23区全域で実施		
	② 39歳以下のホームレスや65歳以上のホームレスなど、年代別に、それぞれが抱える課題等に対応した支援が必要	【既】 <自立支援センター事業> 若年者や不安定な就労を繰り返す者等の割合の増加に対応し、自立支援センターにおいて効果的なアセスメントや支援方法を検討し、実施 【新】 <支援付地域生活移行事業> 路上生活が長期化・高齢化したホームレスに対し、地域生活へ移行するための新たな取り組みを都区共同事業で実施〔再掲〕		
	③ シェルター等を利用していた者等であって、地域社会から孤立した状態にある者に対する見守りや生活支援などの実施が必要	【既】 <自立支援センター事業> 自立支援センターから就労自立した者に対するアフターケアとして、自宅訪問を中心とした生活相談や退寮者交流会の開催等を実施し、地域生活の継続を支援		
	④ 路上生活の長期化・高齢化に伴い、一定程度存在する健康状態の悪い者が、必要な医療サービスを受けることができるよう、路上やシェルター等において、保健医療職による、きめ細かな相談や支援などの実施が必要	【新】 <巡回相談事業・支援付地域生活移行事業> 健康状態の悪いホームレスが、必要な医療サービスを受けることができるよう、引き続き看護師等の医療職を伴った巡回相談を実施		
	⑤ 必ずしもホームレスには当たらないが、不安定な居住環境にあり、寝泊りする場所を転々とする者に対する支援が必要	【新】 <生活困窮者自立支援制度> 自立相談支援事業や住居確保給付金、また、各福祉事務所設置自治体の判断で実施する一時生活支援事業等により支援 【新】 <住居喪失不安定就労者等実態調査> 住居喪失不安定就労者や離職者等の状況を把握し、区市の自立相談支援機関等の施策の参考にするなど、適切に対応		
者困法窮	⑥ 生活困窮者自立支援法の施行に伴う支援策の整備に対する対応	【新】 <生活困窮者自立支援制度> 自立相談支援事業や住居確保給付金、また、各福祉事務所設置自治体の判断で実施する一時生活支援事業等により支援〔再掲〕		

「ホームレスの自立支援等に関する東京都実施計画(第4次)」における課題と取組

課題		課題に対する取組	【新】:計画に新たに記載	【既】:既に計画に記載済
で 都 区 共 同 事 業	⑦ 週1~2回の頻度で路上を利用するネットカフェ等の利用者が「目に見えにくい者等の」代表例と考えられるが、このような暮らしをしている者の実態把握方法が課題	【既】 <巡回相談事業> 地域の実情に応じて、平日・日中に加え夜間等、実施方法を工夫		
	⑧ 高齢者及び疾病、傷害を有する者など、就労自立を前提とした従来の自立支援システムでは対応が困難な者への対応が必要	【新】 <支援付地域生活移行事業> 路上生活が長期化・高齢化したホームレスに対し、地域生活へ移行するための新たな取り組みを都区共同事業で実施〔再掲〕		
	⑨ 道路、公園、河川等各施設管理者と連携を密にした効果的なホームレスへの支援が必要	【既】 <施設管理者と福祉の連携> 福祉事務所と施設管理者が連携して巡回警備、声かけ、退去指導、美化清掃等を実施 【新】 <国管理河川ホームレス対策連絡協議会の設置> 特に荒川、多摩川等国管理河川については、施設管理者と福祉の連携体制を構築するため、国、流域の自治体、都による協議体を設置		